

事務連絡
令和5年2月8日

日本赤十字社鹿児島県支部
各地区・分区ご担当者様

日本赤十字社鹿児島県支部
組織振興課長

「2023年トルコ・シリア地震救援金」の取り扱いについて

日本赤十字社では、下記のとおり標記救援金の受付口座開設手続きが完了致しましたので、お知らせ致します。

記

1 受付期間 令和5年2月9日（木）～令和5年5月31日（水）

2 救援金受付口座等

郵便振替口座

口座番号：00110-2-5606

加入者名：日本赤十字社

送金手数料：免除（郵便局窓口での取り扱いに限る）

※通信欄に「2023年トルコ・シリア地震」と明記のこと。

受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のこと。

3 受領証の発行について

各地区・分区にて救援金を受付けた場合は、原則として領収証を発行してください。

発行の際は、「2023年トルコ・シリア地震救援金」と記載願います。

なお、個人住民税に係る寄付金控除の対象となった場合、住所等も必要となることから、可能な限り氏名・住所・連絡先まで控えていただけたら幸いです。

4 税制上の取り扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第1項に規定する寄附金に該当します。

~~※本救援金は、個人住民税に係る寄附金控除の対象となる予定です（現任調整中）。~~

個人住民税も寄付控除の対象となりました。（R5.2.17）
詳細は次頁をご覧ください。

事務連絡
令和5年2月17日

日本赤十字社鹿児島県支部
各地区・分区 ご担当者様

日本赤十字社鹿児島県支部
組織振興課長

2023年トルコ・シリア地震救援金に係る個人住民税の取扱いについて

標記の救援金につきましては、今般、地方税法に基づく個人住民税に係る寄付金控除対象としての取扱いがなされることになりましたので、下記により取り進めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 適用範囲について

(1) 対象：2,001円以上の寄付を行った個人（領収証を発行した個人）

(2) 期間：令和5年2月9日（木）～令和5年3月31日（金）間に収納された寄付金

※地区・分区にて発行した領収証の日付も同様のこと。

※本救援金の受付期間は令和5年5月31日（水）までであるが、現在承認されている個人住民税の寄付金額控除の期間が3月31日（金）までであることから、本件の取扱期間は上記のとおりであること。ただし、次回の総務省告示にて受付終了日まで本件の取扱いとなる可能性もあることから、その際は改めて通知させていただきます（令和5年4月上旬予定）。

2 報告様式及び内容等について

(1) 報告様式：別紙様式のとおり

※対象者がある場合については、3月31日（金）までにご報告ください。

(2) 内容：氏名、郵便番号、住所、寄付金額（円）、地区分区受領日（領収証と同日）

(3) 報告方法：個人情報を含むことから、郵送にてご報告ください。（FAX・メール不可）

3 支部報告後の事務手続きについて

個人住民税の控除を受ける際には、専用の領収書により手続き（確定申告）を行う必要があることから、別紙の報告様式によりご報告いただきました情報をもとに、個人住民税控除対象寄付金用領収書（ピンク色）を鹿児島県支部長名にて発行し、対象者あて直接送付いたします。さらに当該対象者の居住する市町村への報告も併せて当方にて行うこととしております。

4 救援金の受付口座等について（変更なし）

郵便振替口座

口座番号：00110-2-5606

加入者名：日本赤十字社

送金手数料：免除（郵便局窓口での取り扱いに限る）

※通信欄に「2023年トルコ・シリア地震」と明記のこと。

また受領証を希望される方は、併せて「受領証希望」と明記のこと。